

地域連携薬局及び専門医療機関 連携薬局の認定状況について

特定の機能を有する薬局の認定

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）

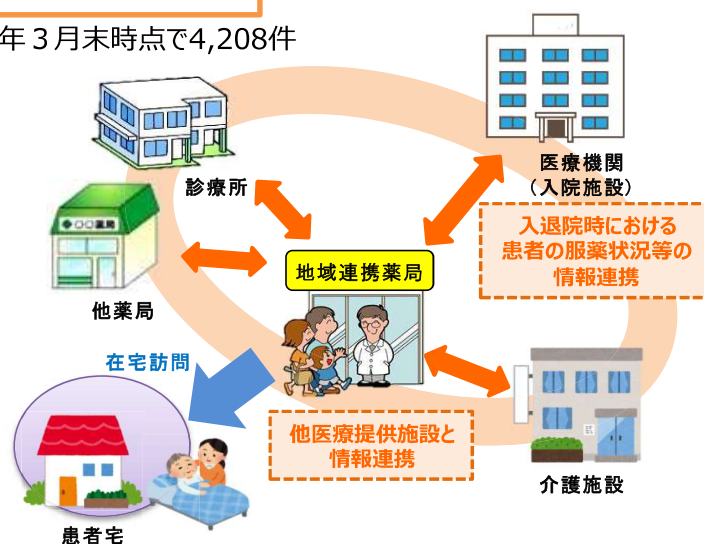
・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

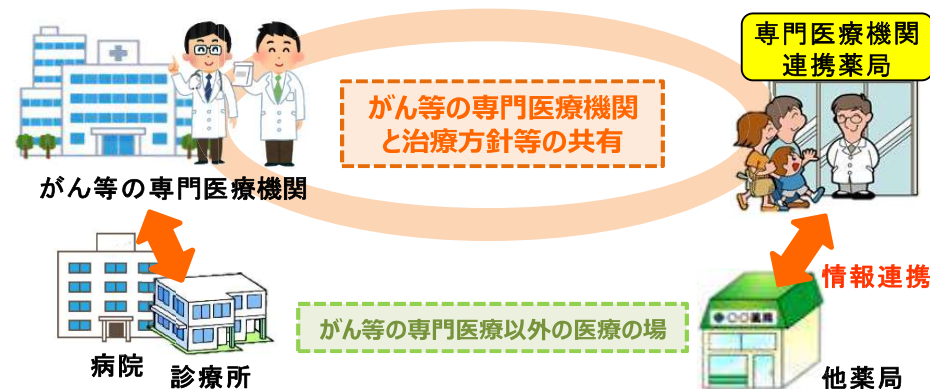
※2025年3月末時点で4,208件



専門医療機関連携薬局

※2025年3月末時点で208件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
 - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

認定薬局の役割

地域連携薬局

- 外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- 他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

専門医療機関連携薬局（今回規定した「がん」の場合）

- がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

地域連携薬局の基準

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</u> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>在宅医療に必要な対応ができる体制</u> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 <専門性の認定を行う団体> ● 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん）） ● 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）	<u>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</u> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

がんに係る専門性を有する薬剤師の認定

- 「専門医療機関連携薬局」の認定要件には、がんに係る専門性を有する薬剤師の配置が含まれる。
- 当該専門性を有する薬剤師の認定は、日本医療薬学会、日本臨床腫瘍薬学会が行っている。

※認定を受けた薬剤師数：

日本医療薬学会129名（2024年10月21日時点）、日本臨床腫瘍学会341名（薬局勤務者のみ）（2024年10月1日時点）

①認定学会：日本医療薬学会

②名称：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）

③認定実績等

- ・ 認定薬剤師数：129名（令和6年10月21日時点）
- ・ 研修施設数：388箇所（病院210箇所、薬局178箇所）
（令和6年10月21日時点）
- ・ 講習会回数：12回（令和3年1月～12月実施）

④主な認定要件（新規認定時）

- ・ 日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師」等の認定
- ・ 研修施設でがん領域を含む地域薬学ケアに関する5年以上の研修（病院でのカンファランス参加を含む）
- ・ 5年で50単位以上の研修会の参加
- ・ 薬物療法専門薬剤師集中講義、がん専門薬剤師集中講座にそれぞれ1回以上参加
- ・ 5年間の症例報告50症例（4領域以上の疾患）+がん領域20症例
- ・ 学会発表を2回以上又は論文発表1回（筆頭）

①認定学会：日本臨床腫瘍薬学会

②名称：外来がん治療専門薬剤師

③認定実績等

- ・ 認定薬剤師数：341名（2024年10月1日時点）
病院勤務者を含めると外来がん治療専門薬剤師は877名
- ・ 研修施設数：214箇所（2024年8月時点）
- ・ 講習会回数：7回（令和3年4月～12月末）

④主な認定要件（新規認定時）

- ・ 実務5年以上
- ・ がん診療病院連携研修の修了
- ・ 「外来がん治療認定薬剤師」の認定（注）

（注）「外来がん治療認定薬剤師」の認定には、実務3年以上、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師」等の認定、3年で60単位以上の研修、外来がん患者サポート事例10例、筆記試験および面接試験に合格すること等が必要

地域連携薬局数

全数 4,208 (令和7年4月30日時点)

北海道	1 8 2	東京都	6 5 2	滋賀県	4 4	徳島県	3 0
青森県	2 9	神奈川県	3 5 7	京都府	1 2 3	香川県	5 1
岩手県	3 4	新潟県	1 0 1	大阪府	2 7 7	愛媛県	3 5
宮城県	9 2	山梨県	1 2	兵庫県	1 5 2	高知県	2 1
秋田県	2 4	長野県	6 9	奈良県	3 5	福岡県	1 1 9
山形県	3 0	富山県	4 2	和歌山県	1 4	佐賀県	9
福島県	8 3	石川県	3 8	鳥取県	3 0	長崎県	3 0
茨城県	1 5 8	岐阜県	4 9	島根県	1 5	熊本県	2 7
栃木県	5 5	静岡県	1 3 0	岡山県	5 0	大分県	3 0
群馬県	6 0	愛知県	1 6 7	広島県	1 0 6	宮崎県	2 0
埼玉県	2 6 1	三重県	6 8	山口県	2 7	鹿児島県	3 5
千葉県	2 1 2	福井県	1 6			沖縄県	7

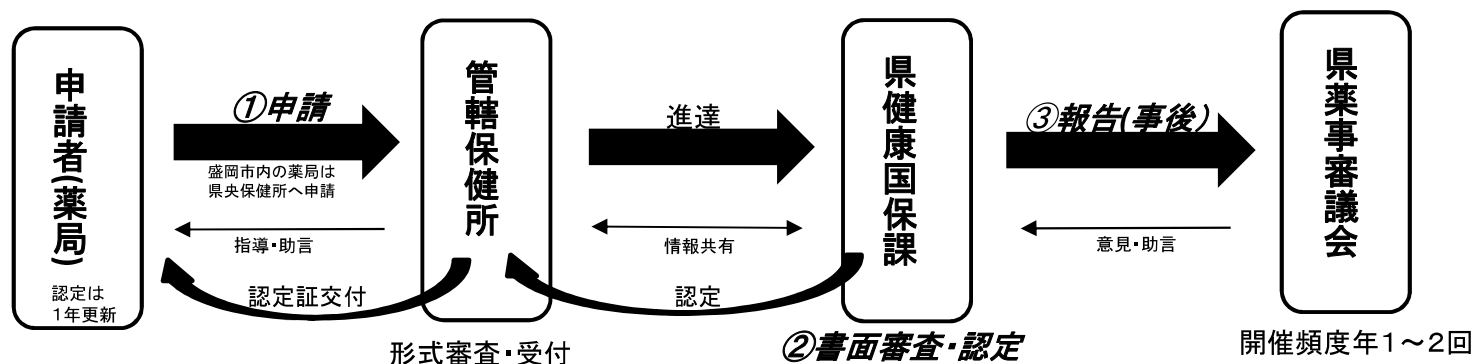
専門医療機関連携薬局数

全数 208 (令和7年4月30日時点)

北海道	17	東京都	20	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	17	京都府	2	香川県	0
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	18	愛媛県	2
宮城県	7	山梨県	0	兵庫県	8	高知県	0
秋田県	0	長野県	6	奈良県	1	福岡県	8
山形県	4	富山県	2	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	9	岐阜県	3	島根県	1	熊本県	3
栃木県	3	静岡県	4	岡山県	3	大分県	1
群馬県	3	愛知県	9	広島県	4	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	2	山口県	2	鹿児島県	2
千葉県	13	福井県	0			沖縄県	0

岩手県の状況

【地域連携薬局等に係る認定事務及び調査審議について】



①【申請】

- 管轄保健所は毎月10日までに提出された申請分をとりまとめ県健康国保課へ進達する。

②【書面審査・認定】

- 別添「認定基準適合表」に基づき審査
- 毎月10日までの申請分について、審査基準に適合するときは、翌月の1日から有効な認定証を交付する。
- 認定後は、認定台帳整備、認定書書換え交付・再交付・変更届に対応する。
- 管轄保健所は認定薬局の監視指導を実施する。

③【報告(事後)】

- 認定薬局の件数
- 認定薬局の申請状況や審査状況の報告・確認
- 認定にならなかった事例や相談事例の報告など



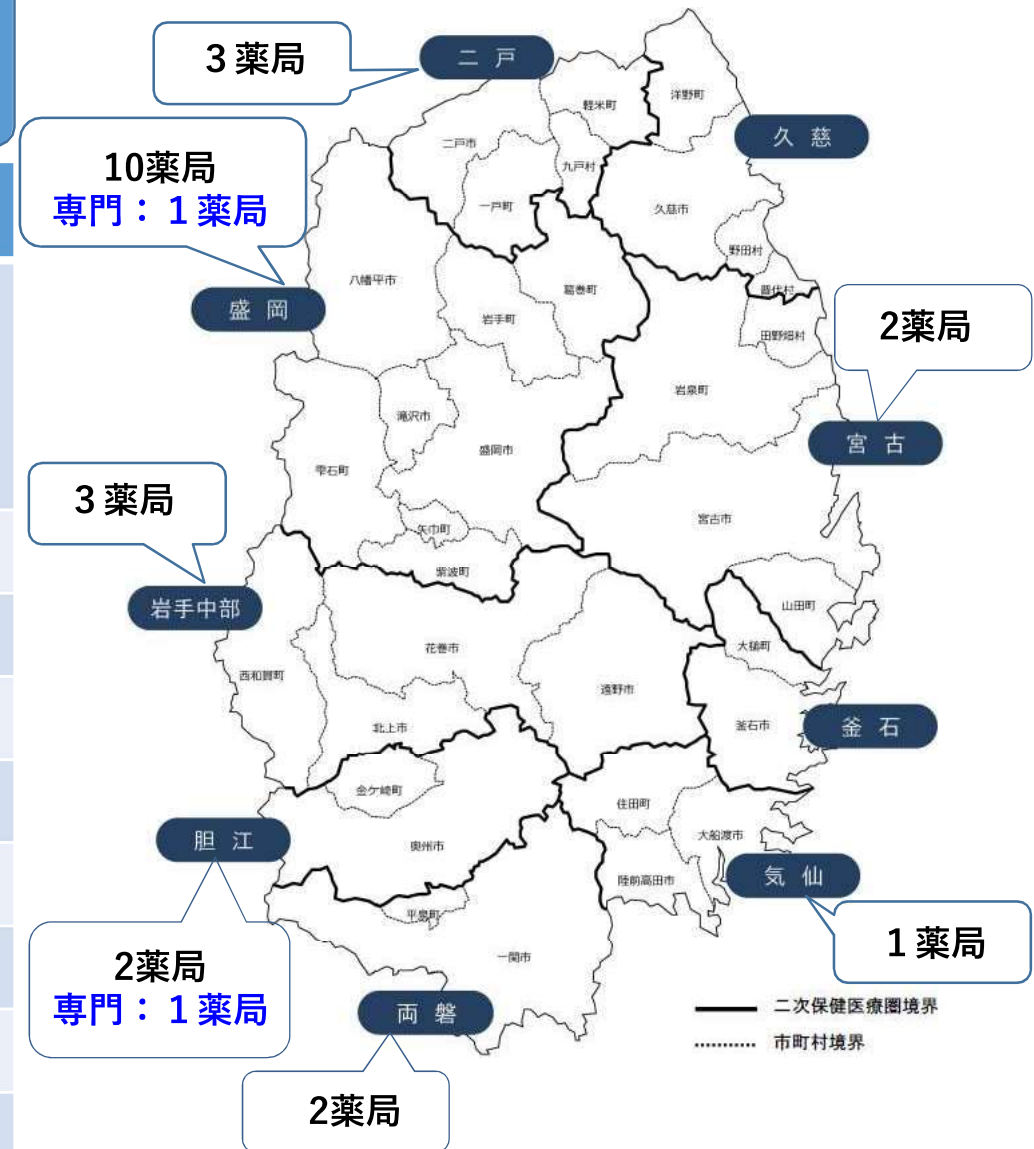
御意見や御助言を踏まえ、新規・更新認定に向けた薬局への指導、通常の監視指導業務に反映

認定薬局数(令和5年10月31日時点)

- ・地域連携薬局 : 24薬局
- ・専門医療機関連携薬局 : 2薬局

二次保健医療圏別の認定薬局

盛岡	しずくいし中央薬局 日本調剤盛岡南薬局 日本調剤盛岡中央薬局 日本調剤矢巾薬局 日本調剤葛巻薬局 そうごう薬局盛岡つなぎ店 <u>日本調剤岩手医大前薬局</u> ひまわり薬局 すずらん薬局 銀河薬局
岩手中部	さくら薬局北上村崎野店 日本調剤花巻薬局 ファースト調剤薬局
胆江	<u>アイン薬局胆沢店</u> アイン薬局江刺店
両磐	日本調剤一関薬局 青葉の杜薬局一関店
気仙	そうごう薬局高田店
釜石	なし
宮古	あさひ調剤薬局 宮古調剤薬局
久慈	なし
二戸	日本調剤二戸薬局 日本調剤九戸薬局 日本調剤軽米薬局



※太字は両方の認定を受けている薬局

認定薬局数(令和6年6月30日時点)

- ・地域連携薬局 : 30薬局
- ・専門医療機関連携薬局 : 1薬局

二次保健医療圏別の認定薬局

盛岡	しずくいし中央薬局 日本調剤盛岡南薬局 日本調剤盛岡中央薬局 日本調剤矢巾薬局 日本調剤葛巻薬局 そうごう薬局盛岡つなぎ店 日本調剤岩手医大前薬局 ひまわり薬局 すずらん薬局 銀河薬局 スタイル薬局 こまち薬局 オーロラ薬局
岩手中部	さくら薬局北上村崎野店 日本調剤花巻薬局 ファースト調剤薬局
胆江	アイン薬局胆沢店 アイン薬局江刺店 アイセイ薬局江刺病院前店 日本調剤胆沢薬局
両磐	日本調剤一関薬局 青葉の杜薬局一関店
気仙	そうごう薬局高田店
釜石	なし
宮古	あさひ調剤薬局 宮古調剤薬局 山田調剤薬局 みなとや調剤薬局
久慈	なし
二戸	日本調剤二戸薬局 日本調剤九戸薬局 日本調剤軽米薬局

※太字は両方の認定を受けている薬局

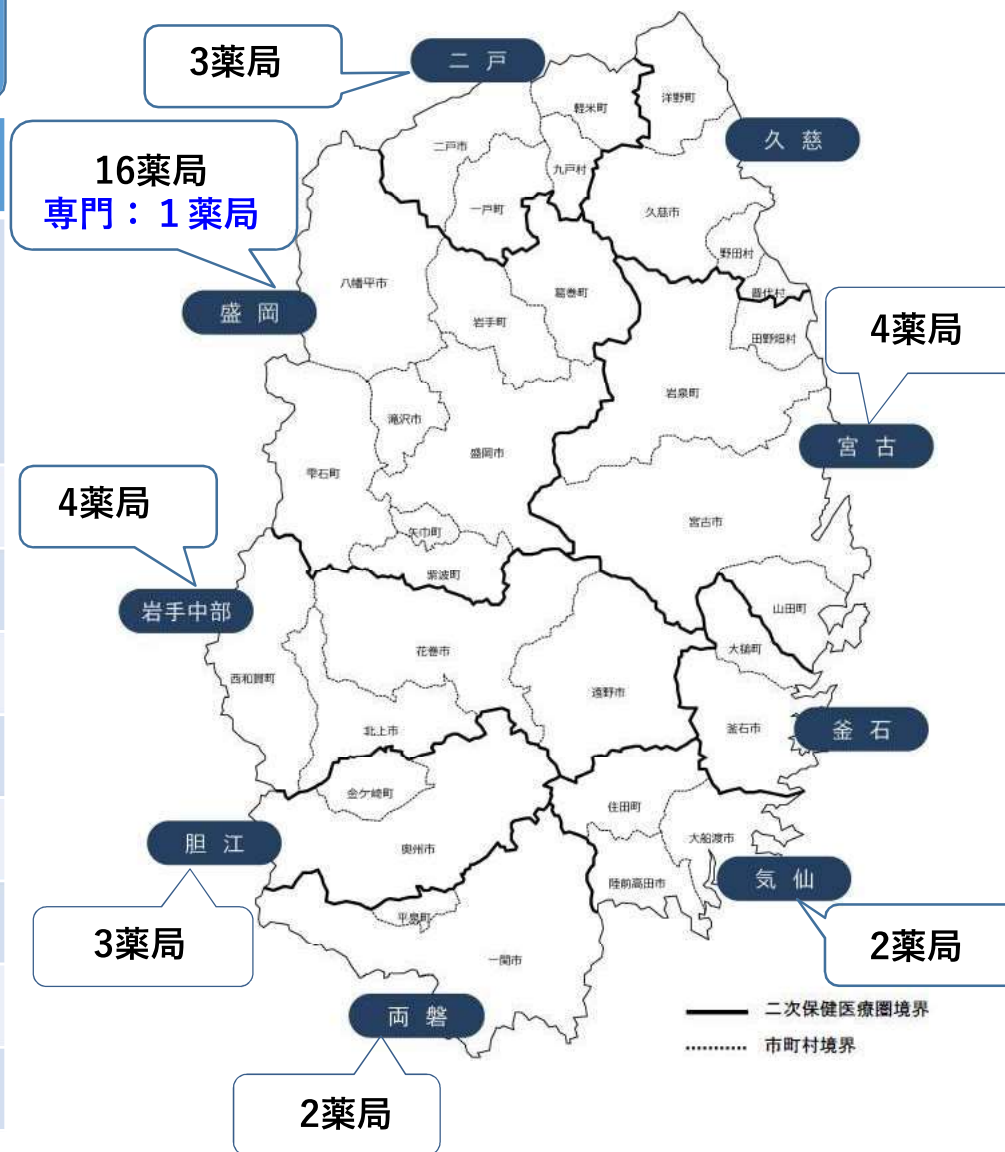


認定薬局数(令和7年4月30日時点)

- ・地域連携薬局 : 34薬局
- ・専門医療機関連携薬局 : 1薬局

二次保健医療圏別の認定薬局

盛岡	しずくいし中央薬局 日本調剤盛岡南薬局 日本調剤盛岡中央薬局 日本調剤矢巾薬局 日本調剤葛巻薬局 そうごう薬局盛岡つなぎ店 日本調剤岩手医大前薬局 ひまわり薬局 すずらん薬局 銀河薬局 スタイル薬局 こまち薬局 オーロラ薬局 日本調剤盛岡薬局 日本調剤東安庭薬局 アイセイ薬局滝沢店
岩手中部	さくら薬局北上村崎野店 日本調剤花巻薬局 ファースト調剤薬局 日本調剤北上薬局
胆江	アイン薬局江刺店 アイセイ薬局江刺病院前店 日本調剤胆沢薬局
両磐	日本調剤一関薬局 青葉の杜薬局一関店
気仙	そうごう薬局高田店
釜石	なし
宮古	あさひ調剤薬局 宮古調剤薬局 山田調剤薬局 みなとや調剤薬局
久慈	なし
二戸	日本調剤九戸薬局 日本調剤軽米薬局 日本調剤二戸薬局



※太字は両方の認定を受けている薬局

認定薬局数の経過

二次保健 医療圏	R5.10.31		R6.6.30		R7.4.30	
	地域	専門	地域	専門	地域	専門
盛岡	10	1	13	1	16	1
岩手中部	3	0	3	0	4	0
胆江	2	1	4	0	3	0
両磐	2	0	2	0	2	0
気仙	1	0	1	0	2	0
釜石	0	0	0	0	0	0
宮古	2	0	4	0	4	0
久慈	0	0	0	0	0	0
二戸	3	0	3	0	3	0
計	23	2	30	1	34	1

認定状況〈地域連携薬局〉令和7年4月30日現在（1/3）

No.	保健所管内	認定年月日	所在市町村	薬局名	開設者
1	県央	R3.8.1	雫石町	しずくいし中央薬局	オクトテルマ合同会社
2	県央	R3.8.1	盛岡市	日本調剤 盛岡南薬局	日本調剤株式会社
3	県央	R3.8.1	盛岡市	日本調剤 盛岡中央薬局	日本調剤株式会社
4	中部	R3.10.1	北上市	さくら薬局 北上村崎野店	クラフト株式会社
5	中部	R3.10.1	花巻市	日本調剤 花巻薬局	日本調剤株式会社
6	県央	R3.11.1	矢巾町	日本調剤 矢巾薬局	日本調剤株式会社
7	中部	R3.11.1	北上市	ファースト調剤薬局	有限会社ファースト調剤
8	二戸	R3.12.1	九戸村	日本調剤 九戸薬局	日本調剤株式会社
9	県央	R4.2.1	葛巻町	日本調剤 葛巻薬局	日本調剤株式会社
10	盛岡市	R4.3.1	盛岡市	そうごう薬局 盛岡つなぎ店	総合メディカル株式会社
11	県央	R4.4.1	矢巾町	日本調剤 岩手医大前薬局	日本調剤株式会社
12	盛岡市	R4.4.1	盛岡市	ひまわり薬局	クオール株式会社
13	大船渡	R4.4.1	陸前高田市	そうごう薬局 高田店	総合メディカル株式会社
14	盛岡市	R4.5.1	盛岡市	すずらん薬局	株式会社アオキファーマシー
15	二戸	R4.5.1	軽米町	日本調剤 軽米薬局	日本調剤株式会社

認定状況〈地域連携薬局〉令和7年4月30日現在（2/3）

No.	保健所管内	認定年月日	所在市町村	薬局名	開設者
16	盛岡市	R4.10.1	盛岡市	銀河薬局	株式会社銀河調剤
17	一関	R4.12.1	一関市	日本調剤 一関薬局	日本調剤株式会社
18	奥州	R5.1.1	奥州市	アイン薬局 江刺店	株式会社アインファーマシーズ
19	宮古	R5.6.1	宮古市	あさひ調剤薬局	株式会社みなとや薬局
20	宮古	R5.9.1	宮古市	宮古調剤薬局	株式会社宮古アイン
21	一関	R5.10.1	一関市	青葉の杜薬局一関店	株式会社ファーマケーション
22	宮古	R5.11.1	山田町	山田調剤薬局	株式会社アインファーマシーズ
23	宮古	R5.12.1	宮古市	みなとや調剤薬局	株式会社みなとや薬局
24	盛岡市	R5.12.1	盛岡市	スタイル薬局	有限会社スタイル薬局
25	奥州	R6.2.1	奥州市	アイセイ薬局江刺病院前店	株式会社アイセイ薬局
26	盛岡市	R6.4.1	盛岡市	こまち薬局	クオール株式会社
27	奥州	R6.5.1	奥州市	日本調剤 胆沢薬局	日本調剤株式会社
28	盛岡市	R6.6.1	盛岡市	オーロラ薬局	一般社団法人岩手保健企画
29	盛岡市	R7.1.1	盛岡市	日本調剤 盛岡薬局	日本調剤株式会社
30	盛岡市	R7.1.1	盛岡市	日本調剤 東安庭薬局	日本調剤株式会社

認定状況〈地域連携薬局〉令和7年4月30日現在（3/3）

No.	保健所管内	認定年月日	所在市町村	薬局名	開設者
31	大船渡	R7.1.1	大船渡市	森の前薬局	総合メディカル株式会社
32	県央	R7.1.1	滝沢市	アイセイ薬局 滝沢店	株式会社アイセイ薬局
33	中部	R7.3.1	北上市	日本調剤 北上薬局	日本調剤株式会社
34	二戸	R7.4.1	二戸市	日本調剤 二戸薬局	日本調剤株式会社

認定状況〈専門医療機関連携薬局(がん)〉 令和7年4月30日現在

No.	管内	認定年月日	所在市町村	薬局名	開設者
1	県央	R3.9.1	矢巾町	日本調剤 岩手医大前薬局	日本調剤株式会社

がんに係る専門性を有する薬剤師の認定

団体名	専門性の名称	岩手県の状況
(一社)日本医療薬学会	地域薬学ケア専門薬剤師 (がん)	薬剤師数：0名
		研修施設数：病院1、薬局0
(一社)日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療専門薬剤師	薬剤師数：7名 (病院4、薬局3)
		研修施設数：病院1

認定を取得した薬局の状況（参考）

○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（複数回答）

- ・ 市町又は地域包括ケアセンターが主催する地域ケア会議 : 13薬局
- ・ 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 : 33薬局
- ・ 退院時カンファレンス : 5薬局
- ・ その他 : 4薬局

（地域包括ケア多職種連携事例検討会、在宅ホスピス合同カンファレンス）

○ 医療機関への報告・連絡体制、連携実績【基準：実績月30回以上】

- ・ 平均66.2回/月（中央値39.5回/月）

（入院時0.1％、退院時0.1％、外来受診時37.9％、在宅訪問時61.9％）

○ 常勤薬剤師の配置

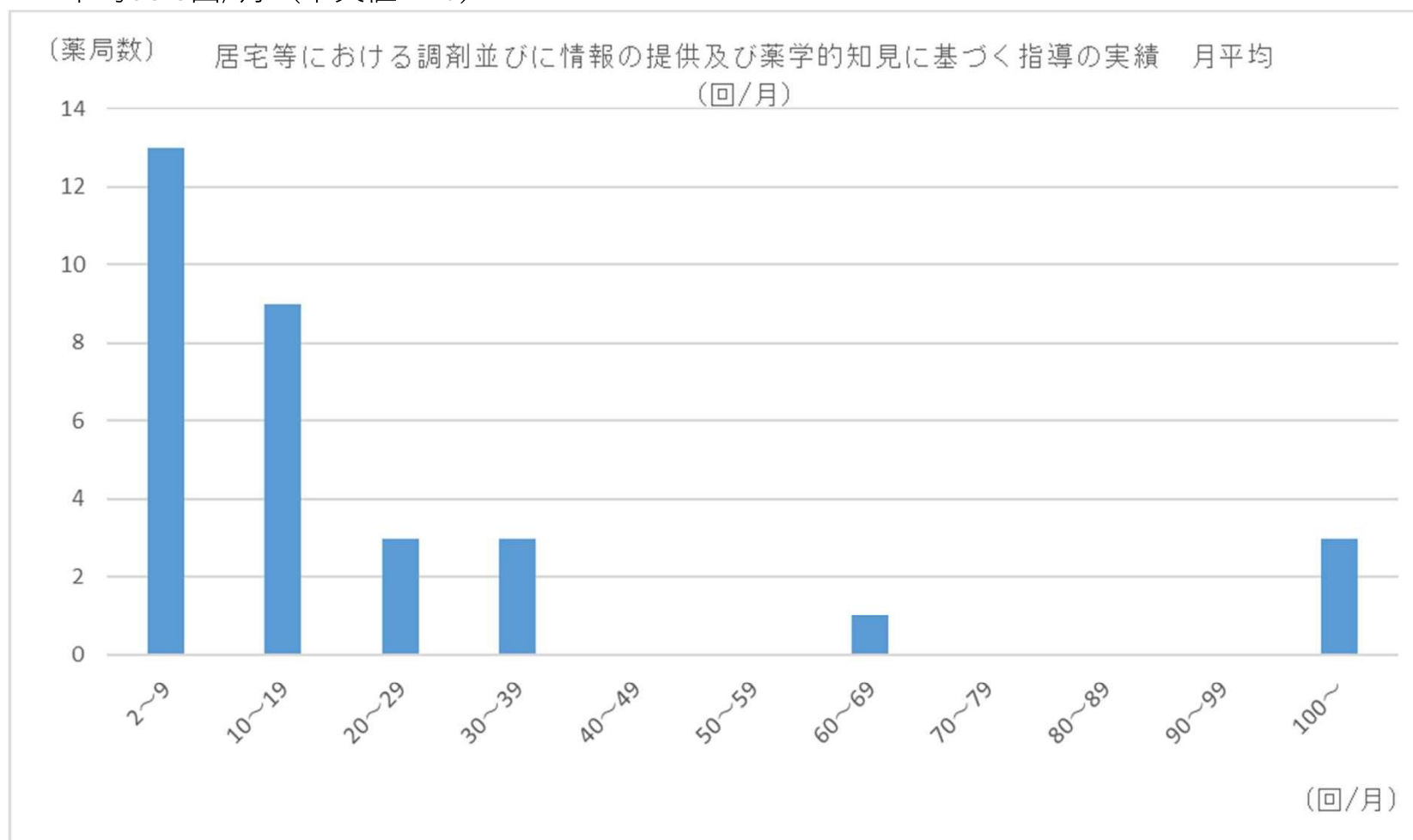
【基準：半数以上が1年以上勤務、半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修修了】

- ・ 平均 常勤薬剤師数 : 4.0人
- ・ 1年以上継続勤務薬剤師数 : 3.1人
- ・ 研修修了薬剤師数 : 2.8人

認定を取得した薬局の状況（参考）

○ 在宅医療に関する取組の実績【基準：月平均2回以上】

- ・ 平均38.3回/月（中央値12.0）



認定を取得した薬局の状況（参考）

○ 無菌製剤処理を実施できる体制（複数回答）

- ・ 共同利用による対応 : 14薬局
- ・ 自局で対応 : 17薬局
- ・ 他の薬局を紹介 : 7薬局

○ 認定にならなかった事例

なし